

# 第76回埼玉県国土利用計画審議会議事録

## 会 議 の 概 要

### 1 会議の日時及び場所

令和6年1月23日（火） 午後2時から午後4時まで  
知事公館 2階 中会議室（オンライン併用）

### 2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

### 3 出席職員

別紙2のとおり

### 4 議事内容及び審議結果

#### （1）埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（蓮田農業地域の縮小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

#### （2）埼玉県土地利用基本計画（計画書）の変更案について（意見聴取）

埼玉県土地利用基本計画（計画書）の変更案について報告を受け、質疑を行った。

#### （3）森林地域の縮小に係る埼玉県国土利用計画審議会への諮問方法の変更について

森林地域の縮小に係る埼玉県国土利用計画審議会への諮問方法の変更について報告を受け、質疑を行った。

### 5 議事の経過

別紙3のとおり

## 第 7 6 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	浅井 明	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
2	石川 猛	埼玉県農業会議 副会長	農 業	出席
3	小口 千明	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	自然環境保全	出席
4	神尾 高善	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
5	窪田 亜矢	東北大学大学院工学系研究科 教授	都市計画	欠席
6	黒川 文子	獨協大学経済学部 教授	産 業	出席
7	金野 桃子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
8	◎白石 則彦	東京大学 名誉教授	森 林	出席
9	渋谷真実子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
10	○田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	防 災	欠席
11	田中美奈子	たなか不動産鑑定 代表	土地問題	出席
12	谷口 綾子	筑波大学システム情報系社会工学域 教授	交通問題	欠席
13	永瀬 秀樹	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
14	中屋敷慎一	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
15	野口 祐子	日本工業大学建築学部 教授	社会福祉	欠席
16	宮崎あかね	日本女子大学理学部化学生命科学科 教授	環境全般	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 12 名、欠席委員 4 名

## 第76回 埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部 土地水政策課	課 長	小 山 省 吾
環境部 みどり自然課	課 長	星 友 治
農林部 農業政策課	課 長	中 村 真 也
農林部 森づくり課	課 長	永 留 伸 晃
都市整備部 都市計画課	副 課 長	粕 谷 平 蔵
都市整備部 産業基盤対策幹	産業基盤対策幹	石 川 修

○司会（奥重土地水政策課主幹） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第76回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。私は、本日の進行を務めます、土地水政策課主幹の奥重でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたり、地域経営局長の仲山から御挨拶を申し上げます。

○仲山地域経営局長 埼玉県企画財政部地域経営局長の仲山でございます。委員の皆様には、御多忙にもかかわらず、第76回埼玉県国土利用計画審議会に御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。また、日頃から県政全般にわたり、御指導・御鞭撻を賜り、重ねてお礼申し上げます。当審議会は国土利用計画法第38条に基づき設置されており、本日は埼玉県土地利用基本計画の変更（蓮田農業地域の縮小）、埼玉県土地利用基本計画（計画書）の変更案、森林地域の縮小に係る埼玉県国土利用計画審議会への諮問方法の変更の3件について、御審議をお願いするものでございます。埼玉県土地利用基本計画の計画書については、7月の第75回審議会で答申をいただき10月に策定しました第5次埼玉県国土利用計画を踏まえ、今回、御意見を伺う素案を作成しました。詳細につきましては、後ほど課長から説明させていただきます。本日は、委員の皆様から専門的な観点、また、大所・高所の視点から御意見を伺いたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。結びに、委員の皆様の益々の御活躍と御健勝を祈念し、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 次に、審議会の進行について御連絡させていただきます。進行につきましては審議会規則に則って進めさせていただきます。ここで、Webで参加されている委員の皆様におかれまして、何点かお願いしたい事項を申し上げます。映像につきましてはビデオ開始状態とし、マイクは原則としてミュートにし、発言する時にミュートを解除していただければと存じます。発言する時は画面上で手を挙げていただくか、もしくは画面の手挙げ機能を活用いただければと存じます。次に、本日の委員の出席状況を御報告いたします。委員総数16名中、出席委員12名で、過半数の委員が出席しております。したがって、本日の会議は審議会規則第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしております。次に、資料の確認をさせていただきます。こちらから事前にお送りしたものは、次第、委員名簿、資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料3でございます。また欠席の委員の皆様から事前に御意見をいただいたものがございまして、タブレットのほうではスライド1、Web参加の方には後ほど画面共有で説明をさせていただければと思います。続

きまして、次第の3、委員紹介でございます。大変申し訳ございませんが、今回は、お名前だけの御紹介とさせていただきます。Webで参加されている委員の皆様はマイクはミュートのままでお願いいたします。委員の皆様をお手元の名簿の順に御紹介させていただきます。浅井明委員でございます。石川猛委員でございます。小口千明委員でございます。神尾高善委員でございます。黒川文子委員でございます。金野桃子委員でございます。白石則彦委員でございます。渋谷真実子委員でございます。田中美奈子委員でございます。永瀬秀樹委員でございます。中屋敷慎一委員でございます。宮崎あかね委員でございます。なお、窪田亜矢委員、田中規夫委員、谷口綾子委員、野口祐子委員は本日所用のため欠席です。また、宮崎あかね委員におかれましては、御都合により15時前に退席される予定です。続きまして、事務局の職員を紹介いたします。土地水政策課長の小山でございます。みどり自然課長の星でございます。農業政策課長の中村でございます。森づくり課長の永留でございます。都市計画課副課長の粕谷でございます。産業基盤対策幹の石川でございます。以上でございます。

それでは、次第に従い、議事に移りたいと思います。審議会規則第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。白石会長、これからの議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（白石会長） それでは、議長を務めさせていただきます白石でございます。委員の皆様におかれましては、スムーズな会議の進行に御協力いただければと存じます。先ず、議事に入る前に、本日の議事録に署名をお願いする委員を審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。今回は石川猛委員、小口千明委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてお諮りします。審議会の会議は公開が原則で、3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる規定となっています。本日の議題は次第のとおり、埼玉県土地利用基本計画の変更（蓮田農業地域の縮小）についての諮問1件、埼玉県土地利用基本計画（計画書）の変更案について、森林地域の縮小に係る埼玉県国土利用計画審議会への諮問方法の変更についての意見聴取2件となっておりますが、原則どおり公開としてよろしいですか。

（「異議なし」）

それでは、会議を公開といたします。なお、傍聴はオンラインでの公開となります。本日傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○奥重土地水政策課主幹 2名おります。

○議長 それでは、次第に従い、議事に入ります。議題の（１）埼玉県土地利用基本計画の変更（蓮田農業地域の縮小）についての審議を行います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○小山土地水政策課長 土地水政策課長の小山でございます。議事（１）、埼玉県土地利用基本計画の変更（蓮田農業地域の縮小）について御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

資料１－１を御覧ください。１、土地利用基本計画（計画図）の変更内容でございますが、蓮田市内の農業地域を縮小するもので、縮小面積は26ヘクタールでございます。これにより、県内の農業地域は２、五地域区分の面積の一覧表に記載のとおり、166,855ヘクタールとなります。続いて資料１－２の農業地域の縮小（蓮田市）について御覧ください。左上の位置図に、農業地域を縮小する地区を赤枠で記載しています。資料右上の変更地域の概要の変更の理由を御覧ください。土地区画整理組合による計画的な市街地整備が確実となり、農業振興を図る地域から計画的に市街化を図る区域に土地利用を転換するものです。周辺は、一級河川綾瀬川の対岸になりますが、隣接して荒川左岸北部の下水処理場や工業団地となっており、地区内も工場や住宅と畑などが混在し、耕作していない農地も存在している地域です。土地の所在は、蓮田市大字高虫の一部です。地区名称は、高虫西部地区でございます。事業手法は、地権者等が組合を設立して、土地区画整理事業を行うもので、面積は約26ヘクタールです。変更案に係る蓮田市長の意見はありませんでした。中央下の現況写真を御覧ください。現況の土地利用は、田畑や住宅などとなっております。左下の計画図の概要を御覧ください。土地利用基本計画図の変更ですが、赤枠で囲んだ地区が対象で、左側の変更前の図は、オレンジ色の農業地域、赤色の縦線の都市地域である市街化調整区域になっており、２つの地域が重複しております。今回の変更で、この農業地域を縮小して、右側の図のとおり、都市地域のみ土地利用を転換するものでございます。また、土地利用基本計画においては、農業地域と都市地域が重複している地域となっておりますが、土地利用基本計画に基づき作成されている市の都市計画マスタープランにおいて、産業系の土地利用を行う地区として位置付けられております。なお、諮問に当たっては、10月に策定した第5次埼玉県国土利用計画の方針である、高速道路のインターチェンジ周辺などに誘導し、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進するという考え方と齟齬が無いことを確認しております。以上で説明を終わらせていただきます。御審

議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長　　ただいま、事務局から説明がありました埼玉県土地利用基本計画の変更(蓮田農業地域の縮小)について、御意見・御質問があればお願いします。

○渋谷委員　　今回のこの縮小についての場所ですが、土壌汚染などの心配等はございませんでしょうか。それに伴い、検査等はされていますでしょうか。

○石川産業基盤対策幹　　産業基盤対策幹からお答えさせていただきます。現地が今は農地でございますので、特に重大な汚染物があるとは考えておりませんが、自然由来のヒ素やフッ素が稀に出てくることもあるため、そういったものが確認された場合は適正に対処していきたいと考えています。

○渋谷委員　　ありがとうございます。

○中屋敷委員　　現地に近いので近所を通ったりしていますが、本当に広大な農地として存在している姿を拝見しています。26ヘクタールというのはかなり大きい面積だと認識しておりますが、この農地の縮小に係る対策はどういうふうにとられようとしたのか確認させていただきたいと思ひます。

○中村農業政策課長　　農業政策課長でございます。委員御指摘のとおり、そのエリア全体の面積26ヘクタール中、農地面積が22ヘクタールと広大な面積となっております。今回の土地利用の在り方の変更に伴って農業上の影響が少しでも少なくなるように、まずはその地域で営農を継続している認定農業者の方に対しましては、代替地を指定し、農業を継続していただけるような措置を講じているところです。また、将来的に農地が減っていく中でも、今は農地として使われていない、荒廢農地となってしまうところの解消についても蓮田市は積極的に取り組んでいただいているところでございます。直近3年で7ヘクタール弱程度解消していただいています。そういったことも含めて、市として取り組む農業振興上の施策を確認させていただいた上で、今回は、影響は最低限に抑えられると考えているところです。

○中屋敷委員　　御確認いただいていることは先ほどの御説明でも理解をさせていただいているところですが、そういった対策の中で、最終的にはどの程度の農地の縮減ということで見込みが立っているのであれば、そこを教えていただければと。

○中村農業政策課長　　農業政策課長でございます。この地域に限った内訳は今もございませんが、県全体として、長期に確保していく農用地区域内農地の面積の目標というものがござひます。10年スパンの長い計画の中で位置づけているものですが、令和元年時点で



61,938ヘクタールあった農用地区域内農地の面積を、令和12年時点で、60,517ヘクタールにとどめようという目標を県として定めています。

○中屋敷委員　　ありがとうございました。

○議長　　黒川委員、御発言をお願いいたします。

○黒川委員　　現在農業をやっている方は代替農地に移転するというので、今までの居住地区から離れてしまうということもあり得ると思いますが、そのような代替地への移転を反対している方はいらっしゃるのでしょうか。

○石川産業基盤対策幹　　産業基盤対策幹がお答えさせていただきます。地元蓮田市と連携しながら、土地利用調整を進めている中で、蓮田市で地元の方の意見を確認したところ、反対されてる方はおりません。以上でございます。

○黒川委員　　わかりました。ありがとうございました。

○議長　　小口委員、御発言をお願いいたします。

○小口委員　　ありがとうございます。農地からの転用ということですが、具体的にどのような産業を考えていらっしゃるのかということと、ここの地域というのは、川に挟まれている土地ということで氾濫など洪水等に対する脆弱性が若干感じられるかと思いますが、その辺りのことを今後の利用の上でどのように検討されているのか教えていただければと思います。

○石川産業基盤対策幹　　産業基盤対策幹でございます。二つ御質問をいただきました。一つは、どのような利用をされるかということですが、この地元の土地区画整理組合というのができまして、地元の組合の方で決めていくことになるのですが、おそらく工場ですとか、物流施設といったものが立地されてくるのではないのかなと考えています。また、二つ目の氾濫の危険性ということにつきましても、おっしゃる通り、浸水の可能性もありませんというところで、今地元の組合の方では、若干盛土をして、極力浸水の被害を抑えるための計画がなされているところでございます。以上でございます。

○小口委員　　わかりました。ありがとうございます。その辺りのことをきちんと危険回避していただければ大丈夫かと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○浅井委員　　ただいまの農地の代替地移転ということでお聞きします。反対者がいないということでよかったのですが、かなり時間がかかった農家の方もいるのではないかと考えています。なぜかと申しますと、これからこういうケースが色々なところで起こってくると思っていますので、何にこだわってスムーズにいかなかったか、またスムーズにいつ

たのか、その辺りのことを教えていただければと思います。

○石川産業基盤対策幹 産業基盤対策幹でございます。この地区の土地利用を変えて産業団地を作りたいというのは地元の方から発意があったものでございますので、基本的には大きな反対はございませんでした。そのような中で、農地を持っている方が、代替地があればいいというようなことでもございましたので、大きな反対となることはないと認識しております。

○浅井委員 ありがとうございます。

○渋谷委員 認定農業者に関して代替地を用意して営農というお話でしたが、何割くらいの方が、代替地を希望されたのでしょうか。

○石川産業基盤対策幹 産業基盤対策幹でございます。代替地を希望されたのは1名です。

○渋谷委員 わかりました。

○中屋敷委員 ここは久喜市、桶川市と隣接しているところだと思いますが、市境の部分での開発という時に、隣接市町に確認を取ったり、意見を聴いたりということがあるのでしょうか。

○粕谷都市計画課副課長 都市計画課副課長でございます。こういった場合は、近隣の市町に御意見を聴きながら調整をさせていただいております。こちらにつきましては、隣接する市町、伊奈町のところには工業団地が形成されておりまして、その続きというようなところで調整をさせていただいております。特に反対はなかったと聞いております。以上です。

○中屋敷委員 そうすると、工業団地とつながる形になるわけですね。

○粕谷都市計画課副課長 川がありますので地続きではありませんが、隣接している状況でございます。

○中屋敷委員 ありがとうございます。

○議長 他に御意見、御質問はございませんか。———特に御意見、御質問ないようですので、質疑は終了いたします。それでは、審議会の答申を決定するにあたり、採決を行います。議題（1）の埼玉県土地利用基本計画の変更（蓮田農業地域の縮小）につきまして御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」）

それでは、御異議ないようですので、諮問事項につきましては適当である旨の答申をいた

します。では、答申に付すべき御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。――  
――特にございませんでしょうか。では答申の文案につきましては、私に御一任いただ  
くということよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

ありがとうございます。次に、(2) 埼玉県土地利用基本計画(計画書)の変更案につ  
いて審議を行います。事務局から御説明をお願いいたします。

○小山土地水政策課長 議事(2) 埼玉県土地利用基本計画(計画書)の変更案につ  
いて御説明申し上げます。資料2-1 埼玉県土地利用基本計画(計画書) 変更案概要と資料  
2-2、変更案本文の埼玉県土地利用基本計画(素案)がございしますが、本文を要約した  
資料2-1の変更案概要に基づき御説明させていただきます。資料2-1を御覧ください。  
先ず埼玉県土地利用基本計画の位置付けでございます。国土利用計画法では、資料上段で  
すが、県土利用の基本的な方針を示した第5次埼玉県国土利用計画、資料中段ですが、こ  
の第5次計画を踏まえて策定する埼玉県土地利用基本計画の2階建てとなっております。  
また、土地利用基本計画につきましては、埼玉県を都市地域や農業地域などの五地域に区  
分し、これら地域の土地利用の原則などを定めた、今回、変更案の御意見を伺う計画書、  
埼玉県地形図に五地域を図示した計画図の2つで構成されております。資料下段ですが、  
都市計画法などの各個別法の計画は、土地利用基本計画に即して作成することとされてお  
ります。次のページを御覧ください。変更スケジュールでございます。変更作業についま  
しては、第5次埼玉県国土利用計画策定後の昨年11月から、庁内関係各課が構成員の検討  
会議において、作業を進めてまいりました。この度、素案がまとまりましたので、委員の  
皆様の御意見をいただきたく、議題としたところです。今後の予定でございますが、今回  
の審議会での審議の結果、大幅な修正等が無かった場合で記載しておりますが、順調に進  
めば、6月頃の策定を目標としております。本日の審議会の御意見、3月に照会する国及  
び市町村長の意見を踏まえて素案を修正し、4月頃には原案を取りまとめたいと考えてお  
ります。原案につきましては、5月中旬頃の審議会に諮問をしたいと考えております。次  
のページを御覧ください。続きまして、埼玉県土地利用基本計画(案)の概要でございま  
す。構成といたしましては、第1、土地利用の基本方向、第2、五地域区分が重複してい  
る地域の土地利用調整方針、第3、土地利用基本計画の管理としております。まず、第1、  
土地利用の基本方向でございます。1、県土利用の現状及び課題、2、県土利用の基本方  
針には、第5次埼玉県国土利用計画に記載の課題や方針等と同じ内容を抜粋して記載して

おります。次に3、土地利用の原則でございますが、2、県土利用の基本方針を踏まえて、五地域それぞれの土地利用の原則を記載しております。都市地域につきましては、コンパクトで機能的な都市の形成に配慮した土地利用。農業地域は、食料供給のための土地資源であり、できる限り保全を図ること。森林地域は、水源涵養や二酸化炭素の吸収源など、森林の有する諸機能が十分に発揮されるよう、整備を図ること。自然公園地域は、県民の自然とのふれあいの場や生物多様性の確保、回復のため、保全や整備を図ること。自然保全地域は、生物多様性の確保や回復、将来の県民に自然環境を継承するため、積極的に保全を図ることとしております。次に4、ゾーン別の土地利用の原則でございますが、埼玉県は、東京からの距離により土地利用の方向性が異なる傾向にあるため、埼玉県5か年計画と同様に、県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンの3ゾーン別に土地利用の原則を示しています。次のページを御覧ください。続きまして第2、五地域区分が重複している地域の土地利用調整方針についてでございます。まず、1の第1土地利用の基本方向を踏まえた調整の考え方ですが、人口減少社会において、優先的に維持したい土地を明確化するため、土地利用転換に当たっての影響が大きく不可逆性が高い、都市的土地利用についての調整方針を示しております。基本的な考え方ですが、都市機能や住宅については、都市再生特別措置法の立地適正化計画の考え方を踏まえて、中心市街地や生活拠点など都市機能誘導区域や居住誘導区域に誘導することとしており、さらには、土砂災害特別警戒区域など災害レッドゾーンには原則立地しないこと、などとしております。工業や流通業務施設については、既存の産業用地の有効活用を検討することや、市街化調整区域に立地する場合は、市街化区域に隣接する地域又は高速道路インターチェンジ周辺などの地域に検討することとし、計画的に土地利用転換を行うため、市街化区域への編入や非線引き都市計画区域では用途地域の指定を基本としております。次に、2の重複地域別調整方針でございます。ここでは、都市地域と農業地域が重複している地域をはじめ、五地域区分が重複している地域の調整方針について記載しております。例えば、県土面積の約5割が重複している、都市地域と農業地域の調整方針ですが、市街化調整区域や非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない都市地域と、農用地区域である農業地域が重複している場合には、農用地として利用し、原則として農業地域の縮小や都市的土地利用は行わない方針としております。続きまして第3、土地利用基本計画の管理でございます。こちらでは、県庁内における土地利用調整の体制を構築し本計画が実行性のあるものとすることや、次の(3)の議事でもありますが、森林地域に係る土地利用基本計画の変更について、

別にその諮問手続きの方法を定めること、最後ですが、各個別規制法の制度改正や計画改定等がされた場合、必要に応じて土地利用基本計画を見直すこととしております。なお、本日、御欠席の委員の皆様にも、事前に変更案に係る御意見を伺っております。これまでに、窪田委員と野口委員から御意見をいただきました。会場の皆様はスクリーン又はお手元のタブレットを、Web参加の方は画面共有している資料を御覧ください。各委員からの御意見と県の考え方を示しております。まず、窪田委員の御意見ですが、どこの県でも通じそうな一般的な文言に留まっている、現状や課題、それに対する施策についても、なぜそれがうまく埼玉県で機能すると考えているのか、その考え方の根拠になっている具体的な記述がみられない、現場をよく見て、県としての広域を担うからこそ、という態度を示していただきたいというものです。これに対する県の考え方ですが、埼玉県土地利用基本計画は、県土利用の基本的な考え方などを定めた埼玉県国土利用計画を基本に、土地利用の原則や調整方針を定めているものです。このため、変更案につきましても、昨年10月に策定した第5次埼玉県国土利用計画を基本に作成しており、埼玉県の実情や土地利用の特性を反映させたものとなっていると考えております。御意見の現場をよく見てというものにつきましては、変更案の作成に当たって、現場を熟知しておられる市町村長の御意見を変更案に反映させてまいります。次に、住民がいかに主体的に土地利用基本計画に携わっていくのか、その実現を担っていくのか、そのために県がどうすれば良いのか、という考え方が必要という御意見です。これにつきましては、埼玉県土地利用基本計画の上位計画である第5次埼玉県国土利用計画は、県民コメントを行い県民の方の意見を踏まえて策定しております。埼玉県土地利用基本計画は、第5次埼玉県国土利用計画を基本に土地利用の原則や調整方針を策定するものであるため、この土地利用基本計画についても、県民意見を踏まえていると考えております。また、変更案策定後についても、住民の方に計画の実現を担っていただけるよう、広く周知を図ってまいりたいと考えております。次に、野口委員の御意見ですが、変更案の第1、1（1）のタイトルが人口減少による社会状況の変化となっているが、全体を説明するのであれば、人口減少・少子高齢化によるとしてはいかがかというものです。これにつきましては、変更案の第1の1と2は、第5次埼玉県国土利用計画における課題及び基本方針を抜粋して記載しており、タイトルにつきましても、第5次計画のものと同様にしております。また、人口減少の原因の一つとして、少子化を挙げているため、本文の書き出しは少子化などによりから始まっているところです。このため、原案のままとしたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長　ただいま、事務局から説明がありました埼玉県土地利用基本計画（計画書）の変更案について、御意見、御質問があれば発言をお願いいたします。

○金野委員　御説明ありがとうございます。3点お伺ひいたします。1点目が資料2-1、第5次埼玉県国土利用計画の中では、基準年を令和2年、目標年を令和15年として概ね10年後の面積目標を設定されています。ホームページ等を拝見いたしますと、この第5次埼玉県国土利用計画の中では、県土の利用区分ごとの規模の目標というものが書かれています。今回変更を予定されている埼玉県土地利用基本計画の中でも、5地域に分かれてそれぞれの土地利用の原則を規定されていますが、元々、第5次埼玉県国土利用計画の中の利用区分と、今回の5地域は少し異なるということは把握はしていますが、今回のこの土地利用の原則を定めることによって、概ね現状のこの目標面積に相違がないのか、現状で乖離があるものがあるのかお聞かせください。2点目です。資料2の3枚目ですが土地利用の原則の中で、自然保全地域につきましては、他の4地域と異なりまして、保全を図るという文言の前に積極的に保全を図るという文言がついています。埼玉県土地利用基本計画の変更案資料1-1ですと、自然保全地域につきましては、変更後の面積が全体の0.1%というところで他の4地域に比べて著しく低いのが現状にあります。地域が一部重複しているものもあるとは聞いていますが、この0.1%というものを積極的にという文言から今後増やしていくというお考えがあるのかどうかお聞かせください。3点目です。資料2-1の4枚目、第3　土地利用基本計画の管理の推進体制のところでお伺ひいたします。資料2-2の埼玉県土地利用基本計画（素案）の16ページ、第3の1（1）の中にも記載されておりますが、こちらの土地利用計画調整会議についてお聞かせいただきたいと思ひます。庁内の土地利用に関連する課で構成するとありますが、土地利用に関連する課と一言で言っても本当に多くあると思ひまして、土地水政策課さんもそうですし、例えば公園ですとか、環境ですとか様々な課が関係するかと思ひますが、こういった人員体制、部課長級が出席されるのかそれとも担当者レベルなのか、また、土地利用に関するといった言葉でどこまで対象を広げているのか、また、今は既存のものだと思ひますが、今後この計画をすることによって新たにどのように強化されていくのかなどについてお聞かせいただきたいと思ひます。以上です。

○小山土地水政策課長　土地水政策課長でございます。最初の御質問、五地域区分についての現状等というところでございますが、基本的にこちらの計画につきましては、国土

利用計画の下位計画ということになっておりますので、国土利用計画に記載されております区分ごとの面積を踏襲し整合を図る形にしております。従いまして、関係性から言いますと国土利用計画で定めております面積目標を達成するための一つの手段といえますか、道筋をつけるというのがこちらの土地利用基本計画というふうに御理解いただければと思います。以上です。

○みどり自然課長　みどり自然課長でございます。御質問の2点目の自然保全地域についてでございますが、この地域は自然環境保全地域ということで、条例に基づいて、県内で16か所指定をされてございます。面積は518ヘクタールでございます。積極的に保全を図るという文言ですが、自然公園については、利用しながら保全していく、自然と親しんでいくというものに対して、自然環境保全地域については、極力人の手を加えないで保全していくというところに自然公園との違いがございます。極力人の手を加えないでという部分がございますので、開発する場合には、普通地域については届出、特別地域については事前の許可を必要とするという形で、乱開発を防いでいるところでございます。県土に占める面積割合は0.1%と少ないのですが、地権者の権利の一部制限するような部分がございますので、地権者や地元の市町村の御意向を踏まえながら、慎重に広げていく必要があるところでございます。今のところ、自然環境保全地域を広げていくような計画というのはございません。以上でございます。

○奥重土地水政策課主幹　御質問の3番目は事務局から発言をさせていただければと思います。埼玉県土地利用計画調整会議の関係でございますが、こちらにつきましては設置要領を策定し、所掌事項、つまり会議の話す内容ですが、土地利用基本計画の変更や大きな区画形質、開発がある等、そういった土地利用の状況に大きな影響を与える場合に会議を開き、関係課が集まって審議をするものでございます。関係課の構成員ですが、基本的には関係課長が構成メンバーになっております。そのメンバーについては、企画財政部は地域経営局長が座長として所掌し、計画調整課、地域政策課、土地水政策課、各地域振興センターとなります。環境部は環境政策課や水環境課、みどり自然課等、産業労働部は商業・サービス産業支援課や企業立地課となります。また土地利用に関係するものを広くとらえておりますので、県土整備部では県土整備政策課や河川砂防課、また交通の関係もでございますので、県警の交通規制課や教育局の文化資源課等も構成員になっていただいているところでございます。当然都市整備部の、今出席していただいている幹事の方々にも構成員になっていただいております。以上でございます。

○金野委員　　そうしましたら、1点目と3点目に重複して再質問させてください。現時点で、国土利用計画等で見えていくと、どうしても農地や森林が少し減少傾向にあって、逆に道路や宅地が上昇傾向にあります。今回定める埼玉県土地利用基本計画は、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルといった新しい持続可能な県土利用の考え方を踏まえている中で、これは減っていく農地や自然環境といったものと、増えていく道路や住宅地といったものとのバランスを取っていくという考え方では一致をされていて、かつ、その考え方が、今後、土地利用を審議する土地利用計画調整会議などによっても、環境の方も入るし、産業の方も入って、そこは同意というか方向性は一致しているということによろしいでしょうか。

○小山土地水政策課長　　今回の土地利用基本計画につきましては、例えば五地域区分の重複している部分についての調整方針等を定めております。これを原則として、庁内各課も共通認識を持ってそれぞれの個別の計画等について審議をしていくことになろうかと思えます。大きな方向性は同じというふうに考えております。

○議長　　宮崎委員、御発言をお願いいたします。

○宮崎委員　　ありがとうございます。この委員会でも、結局決まってしまっていることを認めるだけだというような議論があったと思いますので、私は今回16ページのところにお示しいただいた最後の部分の、審議会の意見聴取の意を踏まえて、順番を少し変えるといったことが明記されているので、その点とてもいいなというふうに感じました。ただ一方で、ここで考えられているのが森林地域からの利用変更だけなのですが、今日の議題の、この前にもあったように、実際は農地からの転用がとても多いというのが委員を務めている実感ですので、その点についても手続きを改良する必要はないのかという点について御質問させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○奥重土地水政策課主幹　　事務局から発言をさせていただければと思います。五地域区分の考え方が、都市地域は都市計画区域、農業地域は農業振興地域ということで、エリアで指定しておりますので、追認という状況にはなっていないと考えております。基本的には今回の諮問事項でございました土地利用基本計画の変更が最上位でございますが、農業地域の縮小といった土地利用転換を行う場合は、最初にこの審議会に諮問します。そのため基本的には、都市計画決定に係る意見を聴く都市計画審議会の前に、土地利用基本計画の変更として国土利用計画審議会の委員の皆様にご意見をいただき、支障があるということであれば、ここから先には進まないという状況でございます。また、諮問の前段として、



実現可能性が全くゼロのものを国土利用計画審議会に諮問するわけにはいかないので、土地利用計画調整会議やその前の個別法を所管している各課同士の調整などにおいて、実現可能性が無いものについてはすべてスクリーニングをしております。諮問までいかないものは多数あるというふうに認識しております。一方、森林地域につきましては、森林地域の指定の仕方が特殊であり、国有林である区域と地域森林計画対象民有林である区域ということで、農業地域といったエリアではなく、土地の区域について、運用上、国土利用計画法の森林地域としております。50年間、森林地域を縮小する場合には森林法に基づく林地開発許可がなされた後に、上位法であるはずの国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更を行ってきたという追認状態でしたので、今回次の議題でも挙げておりますように、前に持ってきて国土利用計画審議会の委員の皆様方の御意見を伺いたいということで、変えようと思ったところでございます。以上でございます。

○宮崎委員 今の状況でも問題がない運用がされているということで理解をいたしました。ありがとうございます。

○中屋敷委員 五地域区分が重複している地域の土地利用調整方針の一番について、災害のことは危機を持たなければならないだろうと、本県は災害の少ないところだといっても。土砂災害特別警戒区域など、災害レッドゾーンには原則立地しないとなっていますよね。その下にはイエローゾーンには立地しないことを基本としつつ、災害リスクに応じた対策を講ずる場合には立地も可能というふうになっているのですが、このレッドゾーンの原則というのは何を指していて、その原則は外れることがあるのか。そこを少し教えて欲しいなという。

○奥重土地水政策課主幹 事務局から発言させていただきます。原則としたのは、基本は駄目ですが、ただ、例えば公共施設等、どうしてもそこでなければならないような、特別開発許可を取った上で立地しなければならないというものもあると。全くゼロではないということで、一応原則という言葉を入れさせていただいたところですが、基本は駄目ですが、そのような趣旨であります。

○中屋敷委員 ここに都市再生特別措置法の認められているもの等が記されていますよね。そういうものは、大勢の人がよるところですよね。本当は駄目なのですが、原則なんですと言われてしまうとどちらなのかと。立地しないと言い切れない理由があるのかと。立地しないと言ってしまうと、イエローゾーンのことを下に書かれている状況であるにもかかわらず、上のレッドゾーンに原則を入れている理由が。だから今説明してもらいまし

たが、立地しないとするのでは駄目なのでしょうか。

○小山土地水政策課長 お答え申し上げます。やはりレッドゾーンにつきましては、相当な危険が内在する場所ということになりますので、基本的に駄目だというのは変わりありません。ただ危険を排除するような対策を講じた場合については、特別開発許可というようなものが法律上も規定されているということもありますので、ここは原則を入れたというところがございます。ただ、基本的な考え方としてはもう、原則通り対応するという考え方で御理解いただきたいと思っております。以上です。

○中屋敷委員 おっしゃることはわかるのです。2段になっているからこそ原則はいらぬのかなというのが私の感じたところなので、多くの人の命を守る等という観点に立つならば、そういった特に住宅じゃなくて都市機能増進施設だとかの場合に、それを認めない。そういうふうにおっしゃっていただいているので認めないのだろうという前提で今、お話をさせていただいておりますけれども、何かこう、原則という言葉が誤解を生まないかなというような感じを私自身は持ちます。感想です。

○小山土地水政策課長 委員の御指摘もでございますのでこちらについては誤解を生まないような文言をまた考えまして、案の形にしたいと思えます。以上です。

○神尾委員 県内を五地域と区分するのはいいと思っておりますが、私は農業地域に住んでおりまして、資料2-2の6ページに農業地域を規定されていますが、まず担い手を確保して荒廃農地の解消と発生抑制を進め、農用地への復元を積極的に促進するとし、ただし農用地の復元が困難な場合には地域の実情に応じて適正な土地利用を図るということにしておきながら、アの農用地区域では、農業上の利用以外の土地利用は行わないものとしています。そして埼玉県の実況の農業を考えますと、後継者がいない、農業地域を決めても、その中で、農地として適正でない、荒廃地がどんどん増えているというのが現状なのに、この農業地域のこれからの扱いは、きちっと考えていかないと、なかなか難しいのかなというふうに自分は思っています。そういうところで、今までの過去10年で、農業地域を決めた面積の中で、荒廃された面積がどのくらいあるのか等、そういうことを考えながら、農業地域で、後継者が今いないためうちの地域は非常に荒廃されている土地が多くございます。そこで計画で今後決めてもなかなか農業を営んでくれる方、先ほど、蓮田地域の高虫西部地区で26ヘクタールを営農している人が1人だということですが、そういうことを考えながら、農地を守っていただくことは大変嬉しいのですが、活用してもらわないと何の意味もない。そんなところを踏まえながら、この計画にあたって、どういう考え

方で農業地域を区分していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○中村農業政策課長 農業政策課長でございます。今御指摘いただきました農用地区域に関する記述でございますが、これは制度上、農業振興地域の中の農用地区域として掲げる農地につきましては原則転用が認められていないという整理になっていることを表現させていただいているところです。御指摘の通り、農地はあるけれどもその後継者がおらず、結果的に荒廃してしまうというような状況になってしまったら元も子もないというのは、農業振興上の観点から、おっしゃる通りだと思います。一方で農地は、一度転用されてしまうとなかなか復元が難しいという性質を持つ土地ですので、農業以外の土地利用に転換するものについては、慎重な判断が必要です。農地を守ることだけが目的ではなく、担い手を確保する。利益性を高めるような産業構造にしていかなければならず、そのためには、生産現場や消費の関係を評価していくということも含めて総合的に農業振興を図っていく中で、農用地区域の活用というのもあるかと思います。総論的な答えになりますが、以上です。

○神尾委員 ありがとうございます。3月には、各市町村の首長さんとの意見交換もありますので、それぞれの地域の環境というのは多分、それぞれだと思いますので、それにふさわしい、首長さんの御意見を拝聴していただきながらその意見を尊重し、この計画案に入れていただければありがたいなというふうに思っています。ぜひ、埼玉県に合った農業地域になるようお願いしたいなというふうに思います。以上です。

○永瀬委員 私から2点ほどお聞きします。この土地利用基本計画の素案の16ページに、市町村との連携ということも記載されておりますし、基本的にこの埼玉県土地利用基本計画とその上位計画の国土利用計画を作っていく中で、両者の整合性も踏まえながら、それがいかにこのやっぱり市町村と合意が取れているかっていうことが一つの重要な観点だろうというふうに思っているのですが、この計画の目指す将来性の中で、県の土地利用の規模の目標というのが定まっておりますが、これは市町村に対しても、それぞれの市町村に置き換えたものがブレイクダウンされていて、合意まで取れているようなものなのかっていうことが1点目であります。もう一つは、そもそものゾーンの三つの区分というのがありますけれども、これも何かで括らないとこういう計画が立てられないのでやっていかざるを得ないと思うのですが、やはりクロスオーバーしてしまうことが結構あると思うのですよね。その点について、どういう考えでこういうゾーン区分にしていったのかを少し詳しくおっしゃっていただきたいと思います。以上です。

○小山土地水政策課長　　まず1点目の五地域区分の規模の関係、積み上げなのかどうかといったところでございますが、基本的に県全体をとらえまして農地や宅地ですとか、そういったところのそれぞれトレンドですとか、あと今後の人口動態等を踏まえて数字を出してということになりますので、市町村ごとの数字というのは特にございません。続いて、3ゾーンの区分につきましては、県5か年計画のエリア区分を踏襲した形にしております。県内の諸計画の中で色々な区分がございますと、わかりにくい部分もできてしまうということで、この国土利用計画につきましても、県の計画の中では、その上位に5か年計画があるということになりますので、エリアについてはその考え方を踏まえたというところでございます。

○永瀬委員　　ありがとうございます。そもそもの話になってしまいますが、社会状況変化というのは読みにくいところがありますので、例えば今回、この土地利用基本計画の前提になっております県土利用の現状及び課題においても、この今後の例えば人口減少の社会状況の変化についてもこの間の国立社会保障・人口問題研究所の数値と少しまたずれてきていますしね。ただ、そういうことも踏まえた中でずれの理由っていうのが、色々あると思うのですけれど、私はもう一つこういう全体計画を考える上で、当然それが一定程度の今後の方向を縛るというのであれば、やはりそれは基礎自治体との整合性を取っていかなければいけないだろうと思うわけなのです。おそらく今までもそういう積み上げ方式というのはやっていないと思うので、あくまで全体をざくっと見て、令和15年の埼玉県の検討のあり方ということで考えられているのだと思うのですが、今後の進め方の中で、今回ちょっとそこまでできないでしょうけれど、やはり本来は、重複が存在していることはやむを得ないとしても、市町村ごとの考え方っていうのは、先ほどの蓮田の話聞いていても、私ども県南部に住んでおりますので、農地ってもっと守るべきじゃないかという市民感情や意見も強い中にある中で、ただやはり、蓮田、あるいはその地域の方からすれば産業誘致をしたいということもあると思うのです。それが大きな県全体の考え方と地域の利害が必ずしも一致しないことというのはあると思いますから。それも踏まえて、できれば次の計画段階ぐらいを目指して、ブレイクダウンで、積み上げでこういった目標を定めるような方向に考えていった方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○小山土地水政策課長　　委員のおっしゃるような基礎的自治体とそれぞれの事情を踏まえて、こちらの計画にも反映するというところにつきましては、おっしゃっている趣旨は非常によくわかりますので、どんな形がとれるのかというのは次の計画策定の時まで、ま

た少し新たな要素が入れられるように考えてまいりたいと思います。

○浅井委員　　3点お伺いします。話は戻りますが、県土利用の基本計画に埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むということが一番最初に書かれています。国土利用計画が策定されて、そのあと埼玉県独自の計画が今出てきておりまして、そこに県計画を基本に市町村計画というのがありまして、埼玉版スーパー・シティプロジェクト事業に関して、各自治体が計画を上げているということです。エントリーしていない自治体に対して、どのように県としては奨励したり、やる気のない自治体に対して、指導、指導までいかなくてもヒントを与えるとか協力してあげるかということをお伺いしたいのです。それには3ページの2に書かれています、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組んでいくということなので、それでエントリーしていない自治体などにどう取り組むのかということをお伺いしておきます。2点目です。自治体との連携とかそういったことも、今後どのように進めていくのかということでもあります。3点目が、素案の2ページの(2)災害の激甚化・頻発化とありますが、ここには年間で時間雨量50ミリメートルと書かれています。降雨の回数は倍に増えていると言われていました。そして、この時間当たり50ミリメートルというのは、確か、もう4、50年前の基準ですよ。これに基づいて側溝だとかの幅や深さ等が、その基準のまま現在まで来ているというふうに理解しているのですが、それだって対策になっていないのですよ。だって降雨雨量は倍近くとここに書いてあるのですし、今100ミリメートルがもう稀ではなく結構出ている、120ミリメートルも降るといふ現状からいって、その辺に対しての、この50ミリメートルを基準にしていると思われるものは、どこかで調整して増やさなければいけないという思いがあります。災害リスクの対策としてなっていないと思うのですが、お考えをお伺いしたいと思います。

○小山土地水政策課長　　まず1点目の埼玉版スーパー・シティプロジェクトの関係でございしますが、こちらについては環境部、都市整備部をはじめ、県の全庁的なプロジェクトで詰めておるところでございまして、働きかけについても、それぞれがきめ細かく後押しをして御参加いただけるようにというふうに取り組んでいるというふうに承知しております。続いて2点目の市町村との連携ということですが、今回この土地利用基本計画策定後には、この調整方針等を踏まえて、例えば個別法の計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等がまたこれを基本としてということになりますし、それを踏まえた形で市町村のマスタープランも作られていくという中で、方向性が合うように、また或いは地元の市町村さんの御意向等を踏まえた形で計画ができるように調整していくと

ということになるかと思えます。以上です。

○奥重土地水政策課主幹　　3点目につきまして事務局から回答させていただきます。50ミリメートルの対応ということでございますけれども、こちらにつきましては、河川砂防課が所管しております埼玉県各流域の河川整備計画の降雨量でございます。ナショナルミニマム的に、最大限度でやりますときりがないので、最小限度、県民の命を守るための河川の整備の計画で、少しテクニカルな話ですが、中央集中型で1時間50ミリまでは耐えられるということで河川の整備を今まで進めてきているところであり、そちらが根拠になっているものでございます。今1時間50ミリメートル以上の雨が2倍になっているということですが、先日の越谷の方で大雨が降り内水氾濫が発生しました。また、令和元年台風では、堤防の決壊や河川から溢れたといったことが多数発生しましたが、そういった場合には、再度災害防止ということで、県土整備部の所管ですが調節池を増設する等で、50ミリメートル以上の雨にも耐えられる河川の整備も一部でやっていくということで進めているところでございます。以上でございます。

○議長　私からお伺いします。この基本計画の素案の7ページあたりに、森林地域についての諮問が書かれていますが、特にこの中で保安林と保安林以外というふうに分かれております。これは今回の基本計画、或いはその現在動いている現行法でもそういうふうに分かれておりました。現行法を少し読んできたところ、保安林は森林以外の土地利用はしないと書かれていて原則としてという文言が実はなかったものが、今回では加えられているのに何か意図的な理由があるのでしょうか。また、保安林は、基本的には公益的な用途を優先させる森林ですので、保安林の解除も森林以外の転用もかなりのハードルがあると思います。そして指定は、確か重要流域は農林水産大臣、一般流域が知事の指定解除だと思えますが、埼玉県の場合に保安林の面積が増えているのか、またどのぐらい増えているのかという辺りを少し教えていただきたいです。以上2点お願いいたします。

○永留森づくり課長　森づくり課長からお答え申し上げます。保安林の解除についてでございます。議長おっしゃる通り、原則できません。特に重要な保安林であります水源涵養保安林ですとか、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林についてはできませんし、当然行われておりません。ただ例外として認められているのが、公共用の道路等が5か年以内に整備される場合は、公共用地ということで保安林が解除になる場合がございます。もう一つ権限の話なのですが、水源涵養、土砂崩壊防備保安林については農水大臣の指定解除権限となっています。それ以外の保安林については、県知事権限ということで、権限が

下ろされているところでございます。今申し上げた公共物以外での解除というものが実は若干最近ありまして、防風保安林です。過去、農地を守るために防風保安林を指定した地域が結構ございます。具体的に申し上げますと、所沢の、浦和所沢バイパス付近に若干残っている部分があるのですが、多くの方が御想像できるように都市化が進んでおりまして、農地がだんだん少なくなってきており、いわゆる風から守るための農地というものが消滅している状況でございます。そういったところにつきましては、社会情勢を考えると、森林でそのまま置いておくよりも、例えば道路沿いであれば物流倉庫にしたり、或いは商業施設に転用した方が、人間の生活にとって役に立つというような考えを我々も持っております。そういったところの保安林の解除が、土地所有者さんから申請があった場合は、防風効果が及ぼす影響、つまり農地等が消滅しているか消滅していないか、それから周りの方々の意見等を踏まえ、やむを得ない場合は解除するというのをやっています。保安林については、ここ直近5ヵ年で約50ヘクタールほど増えております。というのは、今言ったような解除についてはそう大きくなく、どちらかという土砂流出防止保安林等に指定しているパターンが多くございます。というのが、治山工事等を行いますと、その周辺の森林というのは、保安林であればそのまま結構なのですが、保安林に指定されていないものは指定をして。当然のことながら治山施設を入れるものですから、そこから土砂が流出するのは防がなければいけません。当然良好な森林状態で保つということを原則としておりますので、治山施設を入れて、周辺の森林が保安林に指定されない場合は指定するという行為を同時に行っております。そういった関係から徐々ではありますが、解除よりは指定する面積が上回っています。以上でございます。

○議長　ありがとうございます。あともう一つ、森林の転用開発で、メガソーラーのソーラーパネルの設置は基本的に森林地域ですと、解除して、雑地か何かに転用するのではないかと思います。その場合に、いわゆる1ヘクタール以上は林地開発許可が必要であったのが確か0.5ヘクタールか何かになりましたよね、ソーラー発電の場合には。そういう案件が今後も引き続きその規格を満たせば、転用ができるのかどうかというあたりをちょっと教えてください。例えば山梨県の場合には、もうソーラー発電の開発は一切もう禁止、原則禁止というふうになっていたと思います。

○永留森づくり課長　引き続き私からお答え申し上げます。今お話の通り、令和5年4月1日以降、今まで1ヘクタール以上の開発は林地開発許可が必要でしたが、太陽光発電施設を設置する場合に限っては、0.5ヘクタール以上というように法律が改正されました。

ただ、4月1日以降、0.5ヘクタールを超えて太陽光発電施設で開発したいという案件は今のところ、申請がございません。ただここ数年を見ると、太陽光の開発案件というのは非常に多くございまして、いわゆる太陽光発電施設を設置するためにF I T制度というものがございすけれど、それが平成24年から導入されていますがそれ以降、令和4年までの数字ですが、件数にして32件、面積で135ヘクタールの太陽光パネルの林地開発許可を行っています。これ開発を防げるか、規制できるかどうかということですがこれはかなり重要な問題でして、我々森林行政を担っているサイドとしても、できるだけ開発してほしいというのはもちろんでございます。しかし当然森林には所有者さんがおりまして、その方が開発をして太陽光施設を作りたいという意思もあって申請してきているものですので、森林法をもってしても、開発をやめてもらうという措置はなかなか取れないというのが現状でございます。基本、申請があったものについては要件を満たせば、開発を認めるところがございすますが、ただ、最近の太陽光開発に対する地域住民の反対運動ですとか、或いは首長さんが反対を正式に表明されている市町村さんも多くあります。そういった状況を鑑みて、当然のことではあります、開発に当たっての条件、土砂災害を起こさないですとか水害を招かないですとか、或いはその地域で上流から水を取っているのであれば、そういった水利を阻害しないですとか、そういったことを厳密に審査いたしまして、問題がある場合は、極力、開発事業者さんに意見を申し上げて、災害が起こらないよう、それから地域住民の生活を壊さないようなことを念頭に置きながら、我々としては審査を続けているところでございます。またその中で事業者には、地域住民とよく話し合ってくださいということは必ず申し上げています。地域住民とよく話し合わない、或いは地域住民の感情をないがしろにして開発を進めた結果、地域とトラブルを起こしてにっちもさっちもいなくなるという例は多くございます。我々としても地域住民と揉めて開発を進めることは良しとしませんので、これは強制ではございませんが、必ず申請する事業者さんには、地域住民との話し合いもよくよくやってくださいということは申し上げています。以上です。

○議長　　ありがとうございました。よくわかりました。御意見、御質問ございませんでしょうか。————特に御意見、御質問はないようですので、質疑は終了いたします。本日の各委員からの御意見を踏まえ、計画案の修正をどのように行っていくのか、もし事務局から御説明があれば、お願いいたします。

○奥重土地水政策課主幹　　御審議ありがとうございました。各委員からの御意見を踏ま



え、事務局で計画（案）を修正し、会長に報告して、御確認をいただければと存じます。修正した計画案につきましては、2月中に郵送またはメール等で委員の皆様へ御報告させていただきます。

○議長 計画の修正（案）は事務局から私に報告があるということなので、確認は私に一任いただくということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○議長 ありがとうございます。それでは、計画案の修正は私の方で確認をさせていただくことといたします。今後のスケジュールについて事務局から御説明お願いいたします。

○奥重土地水政策課主幹 今後は、修正した計画案について、3月に国や県内の全市町村長の意見聴取を行い、4月に原案を取りまとめたと考えております。取りまとめた原案につきまして、次回の第77回の審議会で、最終的な計画案として諮問させていただき、答申をいただければと存じます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは以上で、（2）の審議は終了いたします。次に議題（3）、森林地域の縮小に係る埼玉県国土利用計画審議会への諮問方法の変更について審議を行います。事務局から御説明お願いいたします。

○小山土地水政策課長 議事（3）森林地域の縮小に係る埼玉県国土利用計画審議会への諮問方法の変更について御説明申し上げます。資料3、森林地域の縮小に係る諮問手続きの変更についてを御覧ください。森林地域は、国の運用指針に基づき、全国的に、国有林の区域と地域森林計画対象民有林の区域としております。つまり、都市計画区域が都市地域、農業振興地域が農業地域のようにエリア全体をそれぞれの地域区分とするのではなく、森林の土地の区域を森林地域としている特徴がございます。資料の黒い枠の中を御覧ください。このため、現状では、個別法である森林法に基づく林地開発許可手続きが先に行われ、林地開発完了後、5年ごとの地域森林計画の変更により森林の区域から除外されるタイミングで土地利用基本計画の変更を行っており、この計画変更に際して、国土利用計画審議会に諮問を行っているものです。そこで、実際の土地利用転換後に国土利用計画審議会に諮問するという状況を改善するため、諮問手続きの変更案を考えました。資料下段の変更案を御覧ください。事務局案といたしましては、森林法に基づく林地開発許可申請がなされた段階で、埼玉県国土利用計画審議会に対して、第5次埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画の内容と齟齬が無いかなどについて、国土利用計画法上の御意見を伺いたいと考えております。審議会の御意見につきましては、森林法の許可申請者に伝

達いたします。林地開発完了後の土地利用基本計画の変更にあたっては、事前に御意見を伺っておりますので、国土利用計画審議会への報告とすることで、諮問・答申の扱いとしたいと考えております。また、報告の頻度につきましては、国土利用計画審議会の開催に合わせて、年1回程度にしたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長　ただいま事務局から御説明がありました、森林地域の縮小に係る埼玉県国土利用計画審議会への諮問方法の変更について、御意見、御質問があればお願いいたします。

○永瀬委員　御説明ありがとうございました。お聞きしたいのが、この諮問手続きの変更については、全国の都道府県においてどのような状況なのかということと、それから今回、埼玉県としてこの手続変更、計画の16ページに記載がありますけれど、どのような理由でこういった変更を行おうとしているのか、埼玉県が抱えている地域特性に準拠するのかどうかということも含めてちょっと教えていただきたいと思います。

○小山土地水政策課長　まず他県の状況でございますが、令和3年度に全国調査が行われておりまして、その結果によりますと、林地開発許可前に諮問しているところはございませんでした。林地開発の許可の後、完了までの間というのが1都道府県、開発完了後というところが39ということで、ほとんどの都道府県が開発完了後に後追いでというようなことでやっております。変える理由でございますが、今回土地利用基本計画を変えるタイミングがちょうど来たというのが一つと、昨年9月に国の運用方針が改定されており、その中で森林地域の縮小に係る手続きについて、やはり他の都道府県の審議会でも、審議会の委員から後追いというのはどうなんだろうと疑義を呈されたことが多いということがございましたので、それを踏まえると事前に御意見を頂戴するというふうな形が適当ではないかと考え、今回の御提案ということになりました。以上でございます。

○永瀬委員　御説明ありがとうございます。概ね全国の都道府県さんにおいては、まだ、開発完了後の諮問を行っているという状態だということなのですが、国の運用方針が昨年9月に変わり、それに準拠していくということですが、他の都道府県さんが、今後追随していくのかどうかということもあると思いますが、それ以外に、埼玉県として、まずこの運用方針の改定を受けて以外に、何か県としてもこれを進めるべきであると考えた理由があったのかどうか教えていただければと思います。

○小山土地水政策課長　こちらにつきましては、前々回の国土利用計画審議会でもまさにこれが議題となりまして、先ほど話が出ました、太陽光発電施設などによる林地開発での

土地利用転換という形で50件程度まとめて諮問したということがございます。その際の議論でもやはり、既に森林地域でないところを後追いで認めるという形では、審議会で審議する意味がないのではないかというようなお話もあったというふうに伺っております。それであれば、このタイミングはまさにやり方を変更するには適当ではないかということでお諮りした次第でございます。

○永瀬委員 国土利用計画にしる、この埼玉県土地利用計画にしる、令和15年における森林の面積というのは、可能な限り微減で、実際開発圧力というのは今後弱まることが想定される中ではありますけども、私が今言ったようなソーラー発電といった特性もあるということはあると思うんですが。仮に、一歩進んで林地開発許可申請がなされた時点で審議会に意見を聞くということにより諮問の意味を深めるということになると思うのですが、本来的にはその許可申請が出された段階で、果たしてその諮問に対して有効なお答えが出せるのか、それが一定程度相手側の姿勢を変える形に繋がるのかということをお考えますと、より実効性のある審議として諮問していくためには、例えばより前の段階、林地開発許可申請の事前段階とか、そういった形で諮問を行うことの方がより有効じゃないかと思いますが、それについてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○小山土地水政策課長 確かにもうすでに林地開発の申請が出てきたタイミングでは、相手方の事業者の計画も固まっているというような状況で、しかもある程度準備でき上がっているところでの申請になろうかと思っておりますので、実際に初年度の計画を見直していただくという意味ではそれより、前段階といいますか、事前の相談段階で何かしらの対応がとれるというのが一番望ましいのかなというふうには思っております。そこについては、こちらとしましては、林地開発の情報等、何か情報があれば、庁内で共有しまして、どのような対応がとれるのかというところを相談しながら進めていければというふうに思っております。もう一つには事前段階ですと、いわゆるその開発の区域ですとか計画内容がまだ固まらないというところでもありますので、その段階でこちらの審議会に諮るというのは、技術的な面でも、難しいところがあるかなと思っておりますので、今回の案としましてはこのような形でやらせていただければと思っております。

○永瀬委員 一定程度、そういった効果に含みを持たせるというか。そのための努力をするということによってやっていくしかないかなということなのでしょうね。そういうことであれば。

○中屋敷委員 私はいい方向だなというふうにこれは判断をしたいなと思っております。小川

町のメガソーラーの件でも、大変な、あの段階から物事が戻っていくっていうことはものすごい苦勞をするわけなので、やはり行政庁として、そのこの部分の責任という部分を表に出してくださっているという部分では、これは評価できるところかなというふうに思います。そこで審議会がまた増えるんだなというところは、感想としてお伝えをさせていただきますが、より未然にというところには近づけるんじゃないかなという期待がございますので、ぜひこの形でやっていただけたらいいのかなというふうに思います。

○神尾委員 賛成。

○議長 私は、国土利用計画審議会の前に森林審議会の方も委員を務めさせていただいて、森林審議会の開発許可の件にも関わったことがあります。森林の場合、5年に一度地域森林計画の改定というのがありまして、この中で、森林計画区ごとに森林面積が計上されるのですが、小規模な、例えば一般の開発転用の場合に1ヘクタール未満ですと許可が要らないと思います。ですから、許可でなく届出だけするのだと思うのですね。そういうものが森林審議会にかからず5年後にまとめて何十件も出てくるわけで、件数の多さに大変驚いた経験があります。一定規模を超える開発案件については、申請が出た段階で、その横の灰色の矢印の間に森林審議会でも審議し許可が下ろされるのだと思います。ですから開発案件の規模の大小にかかわらず情報をいただいて、この国土利用計画審議会の中で適切かどうか、ある程度のコメントするプロセスがこの間に挟まるといふことだと思います。小規模なものも含め5年分がまとめて諮られるというようなことに比べると、ここでとりあえず議論になるかどうかは別として、フローとして、一通り目に触れるというプロセスは非常に有意義であると思います。ですからこのような改定は、評価をしたいと思います。他にはいかがでしょうか。

○神尾委員 評価します。

○議長 特に御意見はありませんでしょうか。—————それでは議題（3）の質疑はこれで終了いたします。本日の各委員からの御意見を踏まえ事務局において引き続き森林地域に係る諮問方法について検討を加えていただければと思います。今後の予定について事務局から御説明をお願いいたします。

○奥重土地水政策課主幹 御審議ありがとうございました。各委員からの御意見を踏まえ、事務局で森林地域の縮小に係る諮問方法についての案を作成いたします。次回の第77回、5月下旬頃になるかと思いますが、その審議会にこの案を事務局案として提出させていただき、御審議いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長　ありがとうございました。以上で議題（３）の審議は終了いたします。用意した議題は以上で終わりでございます。それでは以上で議長職を解かせていただきます。皆さん御協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○奥重土地水政策課主幹　熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第76回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。オンラインで御参加の委員の皆様におかれましては、Z o o mの終了ボタンを押して、各自、退出いただければと存じます。ありがとうございました。

――了――